

テモハ感謝ニ堪エズ増給ノ如キモ既ニ先般ニ因以下者ニ對シ
夫々昇級セシメタリ予ハ之ヲ以テ満足ナリトスルニ非ルモ會社経協状
態ノ多額昇給ヲ許サハルヲ如何セトテ今回ノ條件ニ就キ次ノ
如ク発表セリ

第一項 要ホ運動者ヲ餞首セサルコト

目下發工不足ノ折柄ニシテ決シテ解雇者ヲ出サハル者
ニハ安心シテ可ナリ

第二項 委員制發ヲ設クル件

委員制發ニ就テハ今各各地ニ於テ種々議論セラレ
居ル事ニシテ自今モ令制發ヲ定ムルモト認メ居ラス
自今ニ判之候處ホアリ今之ヲ発表スル限ニ非ルモ
自今ハ之ヲ少シ直ニ之實際的ノモノニセトモ考慮中ニ
アリ

第三項 八時五刻後迄ノ件

我社ハ他ニ寧先シテ八時五刻ヲ實施シラセム其後
能率上カザル為之ヲ中止セリ依テ今後ノ状況ニ依
リ今少シ能率ノ上リタル場合ニ再ビ之ヲ實行スル
コトアルベシ

第四項 日統四割増給ノ件

會社ノ事情ニ因リ自發的ニ割増給ス

且本月廿九日付給料大切日正ヨリ以テ翌三十日ヨリ支給ス
第五項 皆勤者賞与ノ三日分ノ件

本問題ハ實行シタキモ一會社トシテハ尙大ニ考慮ヲ遂ケル
ル上今方レク一般的ニ有利ノ方格ニ生テタキモ希望ヲ以テ

研究中ニアリ

第六項 病院改善ノ件